# 滑川市みのわテニス村に係る指定管理候補者の選定について

## １　指定管理候補者を募集した公の施設

（１）名　称　　滑川市みのわテニス村

（２）所在地　　滑川市蓑輪 28 番地

## ２　指定管理者の募集概要

（１）指定管理者が行う主な業務

①施設の利用に関する業務

②施設等の維持管理及び修繕

③管理に関する経理業務

④総合的な管理に関する業務

⑤利用者に対するサービス提供事業に関する業務

⑥その他管理運営に関し必要な業務

（２）指定管理期間　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（３年間）

## ３　公募結果

（１）申請者数　１団体

## ４　選考結果

滑川市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、令和８年 11 月 10 日に開催した滑川市みのわテニス村指定管理者選考委員会において審査の結果、下記の指定管理者候補を選定した。

| 審査基準 ＼ 申請者 | 一般社団法人<br>滑川市文化・スポーツ振興財団 |
|---|---|
| １．本施設の管理運営のための基本方針及び業務について<br>（50 点） | 35.75 |
| ２．本施設の管理運営費について<br>（40 点） | 27.00 |
| ３．利用促進のための事業（自主事業）の提案について<br>（10 点） | 6.50 |
| 合計<br>（100 点） | 69.25 |

（指定管理候補者）：一般社団法人　滑川市文化・スポーツ振興財団

（審査の概要）

・審査基準１：本施設を運営している経験を基に、現実的な管理運営計画になっている。

・審査基準２：収支計画は妥当で指定管理料は基準を満たしている。

・審査基準３：利用者に対するサービス向上への取組みが評価された。

【総　　評】

１団体のみの申請であった。これまでの実績やノウハウ、業務遂行能力を総合的に評価された。今後、東部山麓道路の整備が進み、登山客等の新たな客層が見込まれることから、利用者の増加に向けた魅力ある自主事業を展開するなど検討してもらいたい。